

蟹江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

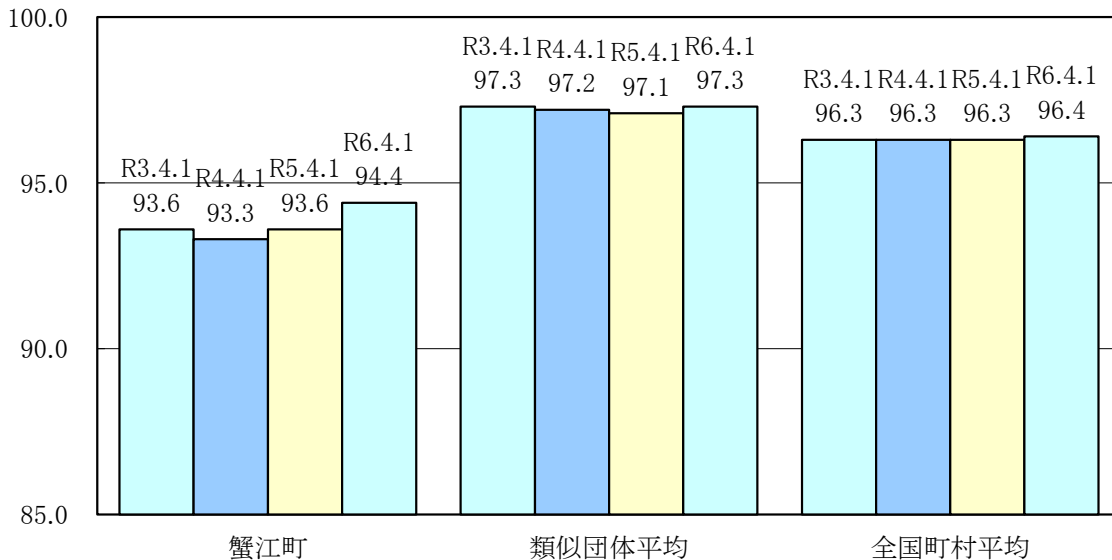
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 37,098	千円 12,432,132	千円 534,524	千円 2,787,568	% 22.5	% 21.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 287	千円 882,570	千円 223,975	千円 374,005	千円 1,480,550	千円 5,158	千円 5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
〔実施 未実施 〕
実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合は、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 給料表について、国の見直し内容と同様に引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し
実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準6%に対し、蟹江町においても6%を支給。
（実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。
（参考）

	平成26年度	平成27年度の支給割合		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
蟹江町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蟹江町	37.5 歳	286,400 円	379,697 円	327,751 円
愛知県	41.5 歳	324,046 円	430,566 円	377,192 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	－
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	公 務 員				民 間			参 考
		職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
蟹江町	58.9 歳	5 人	240,000 円	263,940 円	254,400 円	—	—	—	—
うち学校給食員	59.5 歳	3 人	238,500 円	299,867 円	297,800 円	調理師	42.3 歳	277,200 円	1.08
うち自動車運転手	— 歳	— 人	—	—	—	—	—	—	—
うち保育所調理員	— 歳	— 人	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	52.3 歳	160 人	302,882 円	367,255 円	340,299 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	—	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
蟹江町	—	—	—
うち学校給食員	4,859,504 円	3,797,800 円	1.27
うち運転手	—	—	—
うち保育所調理員	4,884,400 円	3,797,800 円	1.28

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヵ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
※個人が特定されるものについては公表していません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		蟹 江 町	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	207,300 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	175,000 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	163,300 円	—
	中 学 卒	—	150,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

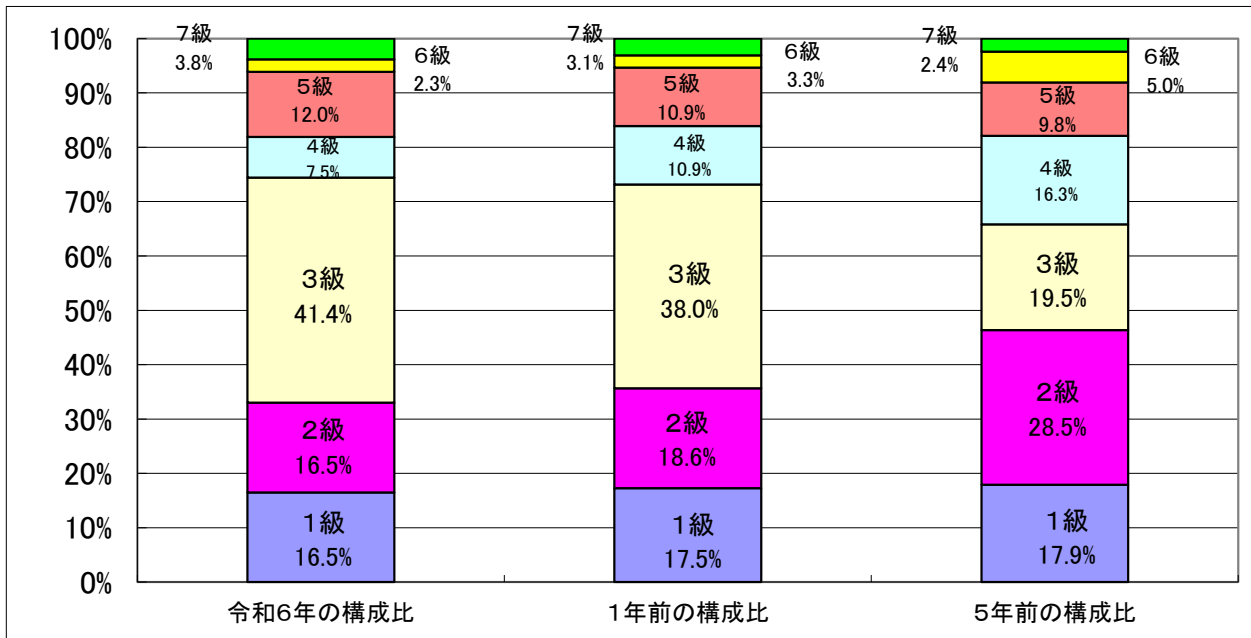
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	277,900 円	354,400 円	373,300 円	396,400 円
	高 校 卒	—	—	—	377,200 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	230,300 円	270,500 円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

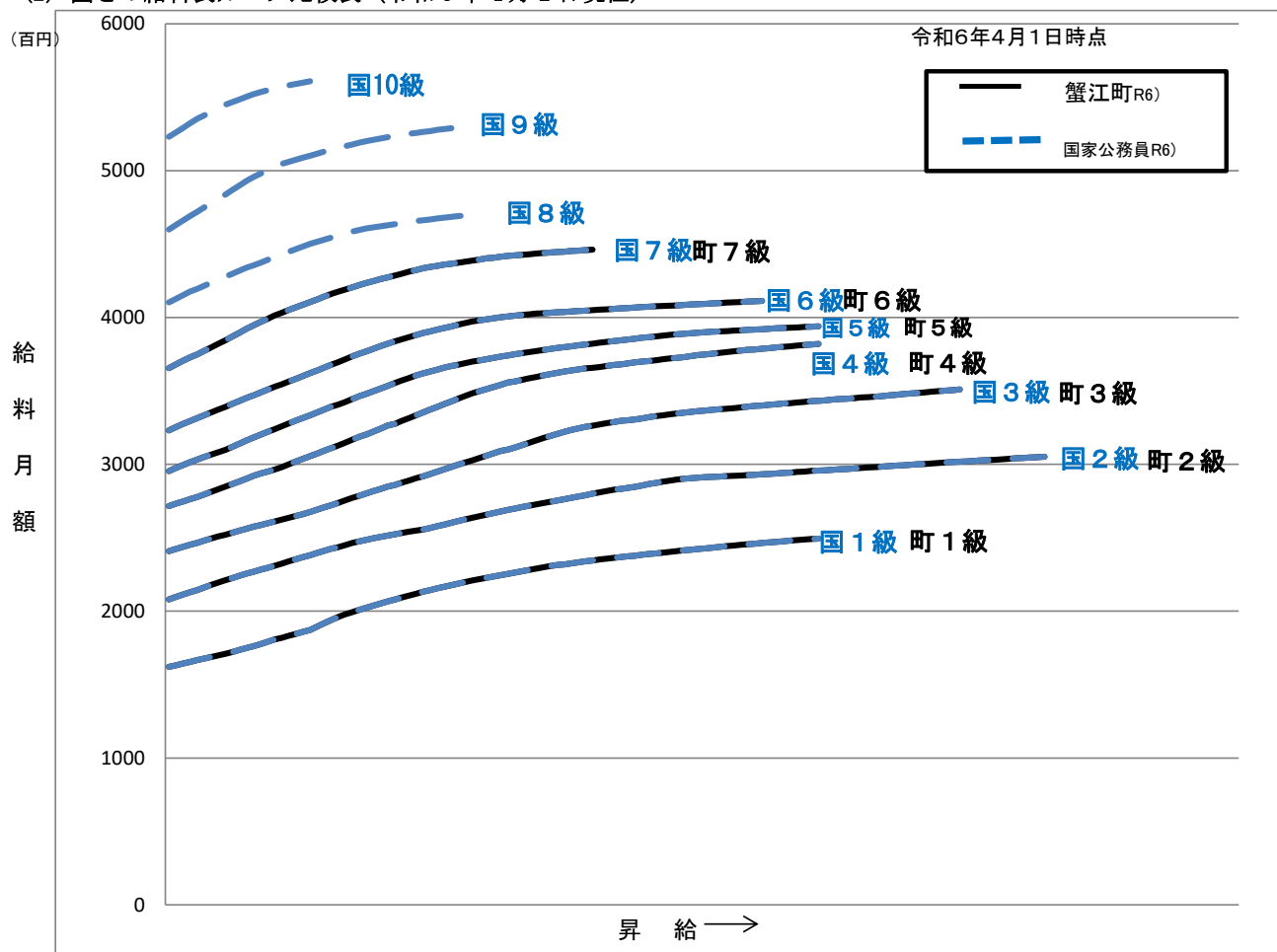
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部 長	人 5	% 3.8	円 365,500	円 446,200
6 級	次 長	人 3	% 2.3	円 323,100	円 411,300
5 級	課 長	人 16	% 12.0	円 295,400	円 394,000
4 級	課長補佐	人 10	% 7.5	円 271,600	円 382,000
3 級	係 長 ・ 主 任	人 55	% 41.4	円 240,900	円 351,000
2 級	主 事	人 22	% 16.5	円 208,000	円 305,200
1 級	主 事	人 22	% 16.5	円 162,100	円 249,400

- (注) 1 蟹江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（蟹江町）

令和6年度中における運用	管理職		一般職	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蟹江町	愛知県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,444 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,784 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（蟹江町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

蟹江町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） （退職時特別昇給 無 ） 1人当たり平均支給額 1,189 千円 - 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		59,725 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		199,750 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
蟹江町	6 %	299 人
		国の制度（支給割合） 6 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		5,040 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		93,332 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		17.2 %		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	右記業務に従事した職員	町税及び税外収入の滞納徴収の外勤事務に従事した場とき	0 千円	日額 300 円
犬猫死体処理手当	右記業務に従事した職員	犬猫死体処理に従事したとき	17 千円	1回 500 円
不規則業務手当	消防士	不規則業務に従事したとき	2435 千円	1夜間 500 円
救急救命士手当	救急救命士	救急救命業務に従事したとき	276 千円	1回 100 円
消防火災救急出動手当	消防士	火災及び救急出動に従事したとき	2299 千円	火災 1回 300 円 救急 1回 250 円
新型コロナ対応手当	消防士・救急救命士	患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業に従事したとき	14 千円	1回 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	72,580 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	273 千円
支給実績（4年度決算）	57,158 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	206 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者・・・・・・・・・・月額6,500円 子・・・・・・・・・・月額10,000円 その他の扶養親族・・・月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算・・・・・・・・月額5,000円	同		24,343 千円	236,340 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額16,000円を超える家賃額に応じ月額28,000円を限度に支給	同		13,840 千円	276,796 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額55,000円を限度に支給（6ヶ月定期券等の価格を一括支給） 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～31,600円を支給（2km未満不支給）	同		16,235 千円	74,814 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	異	支給区分 支給額	31,908 千円	709,071 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、次のとおり勤務した場合に、勤務一回につき以下の金額を支給する。 1 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（週休日等）に勤務した場合 7級及び6級の者 8,000円 5級及び4級以下の者 6,000円 2 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 7級及び6級の者 4,300円 5級及び4級以下の者 3,500円	異	支給区分 支給額	16 千円	592 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において、勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給する。	同		4,768 千円	83,657 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。	同		4,005 千円	81,730 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき4,900円を支給する。	異	支給額	4,792 千円	48,406 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料	月額	報酬等
給料	町長	895,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
		(円)	920,000 円／	592,000 円
料	副町長	745,000 円		
		(円)	760,000 円／	530,000 円
報酬	議長	410,000 円		
		(円)	499,000 円／	252,000 円
	副議長	325,000 円		
		(円)	430,000 円／	202,000 円
	議員	300,000 円		
		(円)	400,000 円／	174,000 円
期末手当	町長	(5年度支給割合)		
	副町長	3.40 月分		
	議長	(5年度支給割合)		
	副議長	3.40 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	895,000円×在職月数×0.392	16,840,320 円	任期毎
	副町長	745,000円×在職月数×0.235	8,403,600 円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

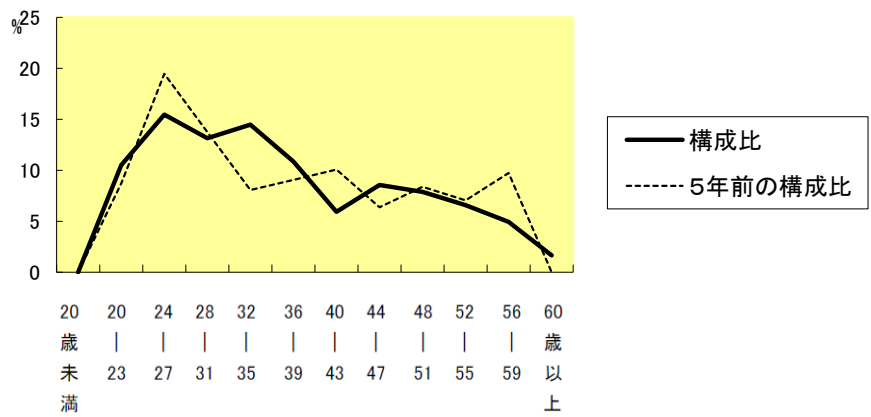
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	
		総務	43	42	1	
		税務	16	16	0	
		民生	96	103	▲ 7	
		衛生	23	21	2	
		農林水産	3	3	0	
		商工	7	7	0	
		土木	14	13	1	
		計	205	208	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.56 人)
		教育部門	23	23	0	
	消防部門	59	58	1		
	小 計	287	289	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.36 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.22 人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道		5	6	▲ 1	
	下水道		6	5	1	
	その他		6	6	0	
	小 計		17	17	0	
			304 [330]	306 [330]	▲ 2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.95 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	32 人	47 人	40 人	44 人	33 人	18 人	26 人	24 人	20 人	15 人	5 人	304 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 \ 年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	212	209	219	215	208	205	▲ 7 (▲3.3%)
教育	25	22	22	21	23	23	▲ 2 (▲8.0%)
消防	53	56	54	59	58	59	6 (11.3%)
普通会計計	290	287	295	295	289	287	▲ 3 (▲1.0%)
公営企業等会計計	16	16	16	16	17	17	1 (6.3%)
総合計	306	303	311	311	306	304	▲ 2 (▲0.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
5年度	千円 642,017	千円 47,381	千円 40,581	% 6.3	%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6		25,994	4,126	10,461	40,581	6,764	6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

な し

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
蟹 江 町	41.0 歳	358,800 円	537,705 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蟹 江 町		蟹江町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,744 千円		1,444 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

蟹 江 町			蟹 江 町 （ 一 般 行 政 職 ）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,189 千円	0 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績（5年度決算）		1,565 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		260,833 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
蟹江町	6 %	6 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	0.0 %
手当の種類（手当数）	0

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	2,481 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	620 千円
支給実績（4年度決算）	1,866 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	467 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者・・・月額6,500円 子・・・月額10,000円 その他の扶養親族・・・月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算・・・月額5,000円	同		1,590 千円	318,000 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額16,000円を超える家賃額に応じ月額28,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額55,000円を限度に支給（6ヶ月定期券等の価格を一括支給） 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～24,500円を支給（2km未満不支給）	同		1,001 千円	500,500 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	同		1,663 千円	831,500 円